

## 平成27年度鳥取県環境審議会（第1回）

日 時 平成28年3月16日（水）  
午後1時30分～午後3時30分まで  
場 所 ホールとっとり 7階 銀河の間

### ○平木補佐

それでは、本日、出席の委員の皆様、おそろいになりました。定刻になりましたので、ただいまより平成27年度鳥取県環境審議会、第1回を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、築瀬会長より御挨拶をお願いいたします。

### ○築瀬会長

皆様、きょうは年度末の大変お忙しい時期に貴重なお時間を割いて御出席いただきありがとうございます。今年度、第1回の全体会ということになりますけれども、きょう、御審議いただきます案件につきましては、大変大事な案件になっております。いずれの案件も、県の目標でございます環境立県を目指して、そしてかつ、県民の皆様方が安全、かつ安心した生活環境を実現するための大変重要な案件となっておりますので、よろしく願いいたします。もう既に、各担当部会で十分に審議をされておりますので、委員の皆様方には建設的な御意見をお願いいたしまして、挨拶とかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

### ○平木補佐

ありがとうございました。続きまして、事務局を代表して、鳥取県生活環境部中山部長より一言御挨拶を申し上げます。

### ○中山部長

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。会長さんの後で事務局が挨拶するというのも妙な感じではありますが、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思っております。

昨年末に、政府のほうでCOPが定められまして、温暖化目標など新しい目標が出されたところでございます。それを象徴しますように、私ども、今年、非常にメルクマールの多い年となっております。会長さんからのお話もございましたように、環境基本計画の実行計画ですとか、温暖化対策計画、また廃棄物の処理計画など、私ども生活環境行政で非常に大きなウエートを占める計画が3つ、改定時を迎えております。部会のほうでもいろいろ活発な御議論をいただいて、いろんな形で新しい要素等を盛り込んでおりますので、是非、またこの全体会の場で御意見をいただければと思っております。また、あわせて、本年度中に使用済み物品の放置防止条例も策定いたしました。昨今、違法な物品回収ですとか、そういったものの状況等が目立つ中で、鳥取県独自に新たな条例も設定をしております。その辺りの御報告もさせていただきながら、また、温泉等の関係の業務報告もさせていただきながら、皆様の御意見をいただきたいと思いますと思っております。限られた時間ではご

1 ざいますけれども、是非闊達に、また、事務局に遠慮なく御意見をいただければと思いま  
2 すので、よろしく願いいたします。

3  
4 ○平木補佐

5 ありがとうございます。続きまして、本日お配りしております資料の確認をお願いい  
6 たします。本日お配りしております資料は、会議の次第が1部、配席表、その他、資料1  
7 番から9番までございます。なお、資料の2及び資料の3につきましては、枝番号を振っ  
8 ております。資料の2は、2の1から2の8までをクリップとじにしております。資料  
9 の3につきましては、資料の3の1から3の5までございます。なお、本日追加でお配り  
10 させていただきました資料3の4につきましては、午前中に行われました廃棄物部会の結  
11 果を踏まえまして、資料を差し替えさしていただいております。資料の不足等ございま  
12 たら、事務局のほうに申し出ていただきたいと思えます。

13 それから、本日の出席委員数でございます。委員数30名中19名出席でございます。  
14 鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第32条第2項に定める、審議会の定足数で  
15 ある半数以上を満たしていることを報告させていただきます。

16 続いて、審議会の委員の方が、変更が1名ございました。大気・水質部会の小田委員の  
17 後任として、青木委員を任命させていただきました。新任の青木委員におかれましては、  
18 一言御挨拶をお願いしたいと思います。

19  
20 ○青木委員 米子高専の青木と申します、どうぞよろしく願いいたします。

21  
22 ○平木補佐

23 ありがとうございます。それでは、今後の進行は築瀬会長をお願いいたします。

24  
25 ○築瀬会長

26 ありがとうございます。それでは早速、お手元の議事次第のとおり、議事(1)の審  
27 議事項に入りたいと思えます。鳥取県環境審議会運営要領の改正についてでございます。  
28 まず、事務局から御説明をお願いいたします。

29  
30 ○太田課長

31 皆様はじめまして。環境立県推進課長をしております、太田と申します。どうぞよろし  
32 くお願いいたします。それでは、資料の1をお願いいたします。鳥取県環境審議会運営要  
33 領の改正についてでございます。本審議会の運営要領の改正ということでございます。こ  
34 の運営要領の別表に引用しております、法令名等の改正に伴う改正でございます。4ペー  
35 ジ、裏のほうを見ていただいたらと思えますが、運営要領の中、別表で部会の所掌事務と  
36 いうのを規定してございまして、一番下の鳥獣部会のところでございます。ここに引用し  
37 ております、現在のところ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律というものが、昨  
38 年、ここに「管理並びに」が入りました関係で、この運営要領の改正をさせていただくも  
39 のでございます。あわせまして、その1行下でございますが、計画のほうにつきましても、  
40 「管理」という文言が入るといった内容でございます。よろしく願いいたします。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40

## ○築瀬会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から御説明がございましたけれども、要領中で引用する法令題名の改正に伴う、形式的な改正ということになります。特に議論の必要もないかと思えますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日付で案のとおり運営要領を改正させていただくことにいたします。

それでは続きまして、議事の2、諮問中案件についての審議に入りたいと思います。まず、①の次期鳥取県環境基本計画実行計画及び、②の次期鳥取県地球温暖化対策計画について、これは一昨年10月に諮問を受けて、当審議会の企画政策部会に付議して検討いただいております。

まずは、事務局より計画案の概要と検討状況を御説明いただき、その後、部会での審議結果について、部会長である築瀬から報告させていただきます。また、③次期廃棄物処理計画については、同じく一昨年10月に諮問を受け、当審議会の廃棄物・リサイクル部会に付議し、検討いただいております。事務局から計画案の概要及び検討状況を御説明いただき、その後で、部会での審議結果について松村部会長より御報告をお願いしたいと思います。

なお、③の廃棄物処理計画は、①の実行計画と重複する部分がございますので、事務局からまとめて御説明いただくとともに、各部会からの報告の後、一括して審議したいと思います。

それでは、事務局から御説明お願いいたします。

## ○太田課長

それでは、引き続いて説明させていただきます。枝番の振ってあります資料、資料2の2をお願いいたします。次期鳥取環境イニシアティブプランについてでございます。諮問から日数がたつてございますので、少し策定の経緯などおさらいさせていただきます。

本県の環境の保全及び創造に関する施策の基本計画であります、第2次鳥取県環境基本計画、32年までの計画でございますが、この実行計画として、鳥取環境イニシアティブプランというものを策定しておるところでございます。この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定される、県の実行計画等も兼ねて位置づけてございます。第1期実行計画が期間満了したことから、次期実行計画について、平成26年10月に環境審議会に諮問させていただいたというところでございます。以下、環境審議会の企画政策部会で議論していただいたところでございますが、ざっと、以下の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1期プランの成果と課題ということでございます。第1期プランでは、再生可能エネルギーが目標を超えて導入が進んだり、各種施策の取り組みの成果で、環境実践の意識は高まりつつあるように思っております。一方で、社会情勢の変化などから、温室効果ガスの排出量や一般ごみの排出量は、まだ頑張る余地があるのかなという状況でございます。そういった成果と課題を踏まえまして、有識者、実践者からの御意見を伺ったりということで、今後の取り組みの方向性を考えました。環境実践の取り組みをさらに推進し、

1 さらなる削減目標の達成に向けて、各分野の取り組みを推進していくということでござい  
2 まして、まず、基本計画の期間中でございますので、基本計画の枠組みを生かしつつ、直  
3 近の環境をめぐる状況や、社会経済情勢の変化に対応したものにしていきたいという方向  
4 性を出したところでございます。次期プランにつきまして、これまで、企画政策部会のほ  
5 うで3度にわたって、その方向性でありますとか、項目の柱立て、あるいは、目標数値な  
6 どの考え方等につきまして、御議論をいただいていたところでございます。めくっていた  
7 だきまして2ページでございますが、そういう形で審議していただいていた、次  
8 期プランについての概要を、4番のところから説明させていただきます。

9 計画期間は、27年度から平成30年後までの4年間でございます。施策の体系といた  
10 しましては、基本計画で示した6項目を基本的な方向性ということにいたしまして、中  
11 もエネルギーシフト、環境実践の展開、循環社会、自然共生、こういったものを重点的に  
12 取り組むこととしております。温室効果ガスの削減目標でございますが、2018年に2  
13 013年比10%削減、また、長期的な目標といたしまして、2030年に2013年比  
14 27%の削減を目指すこととしております。これは、先ほど部長がお話ししましたが、C  
15 OP21において、国のほうで表明した26%を上回るものを目指していきたいという意  
16 欲的な目標と考えてございます。それを達成するための具体的な施策でございます。エネ  
17 ルギーシフトにつきましては、一層の再生可能エネルギーの導入を促進する。あるいはバ  
18 イオマス、温泉熱などのエネルギーを活用する取り組みを支援することによりまし  
19 て、地域エネルギー社会を構築していきたいと考えております。これらの取り組みにより  
20 まして、再生可能エネルギーの設備導入を期間中に120メガワットの増を目指す、それ  
21 を達成することにより、電力自給率を35%まで引き上げ、その再エネによる発電量の家  
22 庭消費電力のカバー率を97%まで引き上げていくという目標を立ててございます。

23 環境実践につきましては、重要な項目でございます環境教育・学習の推進に引き続き取  
24 り組みますとともに、幅広い省エネ機器等が今、できてきておりますので、こういったも  
25 のの導入促進を図る。あるいは、電気自動車、プラグインハイブリッド車等の普及啓発を  
26 通じまして、低炭素交通化を推進していくということにしておりますし、3ページのほう  
27 になります。来るべき水素社会に向けた取り組みも推進していくこととしております。

28 これらによりまして、県内のエネルギー消費量を削減することとしておりますし、電気  
29 自動車等の普及台数、あるいは水素ステーションの整備基数等についても意欲的な目標を  
30 掲げているところでございます。これらにつきましては、既に制定済みの他のビジョン等  
31 との整合を図りつつ、目標数値を設定したところでございます。

32 ウの循環社会でございますが、これから同時に御審議いただきます、廃棄物処理計画と  
33 の整合を図りつつ、4R社会の実現、廃棄物の適正処理体制の確立、リサイクル産業の振  
34 興などに取り組むこととしております。それらによりまして、若干の達成が十分でなかつ  
35 た一般廃棄物の排出量の削減や、リサイクルのほうでは全国トップレベルを目指していく  
36 という目標を掲げさせていただいているところでございます。

37 自然共生のところでは、人と自然の触れ合いの確保でありますとか、生物多様性といっ  
38 た部分につきまして、少し力を入れて目標立てをしておるところでございます。中でも、  
39 若手狩猟免許保有者数等につきましては、倍増を図るなどの目標数値を掲げさせていただ  
40 いているところでございます。

1 続いて、資料2の3を御覧ください。一度、案ができた段階で、委員の皆様には案を送  
2 付させていただいておりますが、あわせまして、今年2月24日からパブリックコメン  
3 トも実施してきたところでございます。それぞれ中身につきましては、プランに既に盛り  
4 込んでいるような内容、あるいは、その趣旨を同じくして、今後施策の中で反映していく  
5 内容、こういったものが多かったわけですが、2点ほど御説明させていただきます  
6 す。

7 1つ、意見を受け、反映したものがございます。自然共生のところ、自然保護ボラン  
8 ティアの登録者の目標数値が低いという御意見がございました。この制度は更新もある制  
9 度でして、どんどんどんどん累増していくという制度ではないので、少し現状維持的な目  
10 標を掲げていたところでございますが、この御意見を受けまして、我々として少し意欲的  
11 に、現在の目標値150を180へ増加させると、そういう目標を立てさせていただいた  
12 ところでございます。

13 もう一点、下のほうで対応困難としておりますのが1点ございまして、内容は、自前の  
14 LNG発電所新設によって、エネルギーの自給率向上を図るべきということでございまし  
15 たが、今回、鳥取環境イニシアティブプランという性格もございまして、自給率は向上す  
16 るのでございますが、温室効果ガス等の削減にはつながらないということでございます。  
17 先ほど御説明したとおり、鳥取県といたしましては、再生可能エネルギーの導入によりま  
18 して、緩やかなエネルギー革命を推進していきたいと考えているところでございます。

19 資料はまた飛んでいただきますが、資料2の4でございます。今、御説明したパブリッ  
20 クコメント等から、先ほどの自然保護ボランティアの登録数等の数値を修正させていただ  
21 きました。そのほか、何分、厚いプランでございまして、時点修正やチェックが十分に行  
22 き届いていなかった部分もございまして、委員の皆様には大変申しわけないのですが、こ  
23 のたび、修正をかけた部分につきまして、文章表現とか誤記載があった部分につきまして、  
24 一覧表にして整理させていただいているところでございます。一度、送付させていただ  
25 いたものから、このような部分が修正されているということで御理解いただければと思いま  
26 す。そういう修正を踏まえまして、資料2の5、第2期とっとり環境イニシアティブプラ  
27 ン（案）というものを作成させていただきました。この案につきまして、昨日、環境審議  
28 会、企画政策部会で御審議をいただいたところでございます。

29 私のほうからは以上でございます。  
30

### 31 ○梅田課長

32 引き続きまして、総務部で庁舎管理を担当しております総務課から、環境にやさしい県  
33 庁率先行動計画の御説明をさせていただきます。あわせまして私どもは、TEAS1種の  
34 認証を受けて、県庁全体で回しております、環境管理システムの事務局をやっております。  
35 県庁も一つの事業者としまして、環境に配慮をすべく、環境にやさしい県庁率先行動計画  
36 を定めておりまして、県の地域温暖化対策計画にも位置づけられているところでございま  
37 す。このたび、計画の第4期の計画期間を満了いたしますので、次の第5期に向けた計画  
38 改定の御審議をお願いするものでございます。資料の2の6をお願いいたします。資料の  
39 5ページをお願いいたします。県庁の計画では3点、温室効果ガスの排出量の削減、それ  
40 から可燃ごみの削減、そして事務などに使います用紙の削減という3つの目標値を掲げて

1 取り組みを進めております。5ページには現在の第4期、これは平成23年から27年ま  
2 での5か年でございましたが、これの実績を現時点で最新の26年度までの実績を記載し  
3 ております。

4 上から、温室効果ガスの排出量の削減につきましては、平成21年度を基準といたし  
5 まして、今年、平成27年度までに8%を削減する目標を立てておりました。実績としま  
6 しては、機器の交換などにより電力消費量は減っているものの、CO<sub>2</sub>への換算をする係  
7 数の変動によりまして、二酸化炭素は増えた格好でございます。

8 また、可燃ごみの排出量の削減につきましては、県庁におきましても、ごみの分別の取  
9 り組みを進めまして、目標値の20%削減がほぼ達成できるところにきております。

10 用紙の購入量の削減につきましては、目標値10%削減を立てましたが、現在のところ  
11 3%程度にとどまっているところでございます。

12 ページをはぐっていただきまして6ページをごらんください。6ページは、このたびお  
13 諮りします第5期、平成28年から32年までの5か年計画の目標値をまとめました。ま  
14 ず、温室効果ガスにつきましては、先ほど御説明のありましたイニシアティブプランに掲  
15 げられました温室効果ガスの削減目標に整合するよういたしました。基準年度は平成2  
16 5年、イニシアティブプランの温室効果ガスの削減目標と一緒にございます。県庁の計画  
17 の新たな目標としまして、5年後の平成32年で、基準年に対して11%削減という目標  
18 を立てたいと考えております。これは、イニシアティブプランで長期の目標が平成42年  
19 までに27%削減されたというのと同じゴールでございます。

20 次に、可燃ごみにつきましては、第4期で目標達成に近くなっております、ごみ分別が  
21 定着してきたと判断いたしまして、平成25年度比では16%削減という目標を掲げたい  
22 と考えております。

23 用紙の削減につきましては、平成25年度比で7%削減ということで、第4期で達成で  
24 きてない目標に、同じレベルの目標を立てて再度アタックしたいと考えております。

25 7ページ以降は、目標達成に向けた取り組み内容を具体的に列挙いたしました。新たな  
26 目標設定もいたしますので、具体列挙を増やしたところでございます。次期計画案の要点  
27 につきましては以上でございまして、県の様々な政策課題を進めながら、また、財源と相  
28 談しながら、次期計画を元に、さらに環境にやさしい県庁を目指していくつもりでござい  
29 ます。御審議よろしく願いいたします。

### 31 ○住田課長

32 循環型社会推進課の住田でございます。私からは第8次の廃棄物処理計画について御説  
33 明させていただきます。資料の3の2でございます。計画策定に先立ちまして、2月19  
34 日から3月4日にかけて、計画に対するパブリックコメントを実施いたしました。そ  
35 の結果をまとめたものでございます。応募総数は28件ございまして、個人からは13件、  
36 市町村からは15件という状況でございます。このうち8件につきまして、この計画の中  
37 に盛り込ませていただいております。これについては下のほうに書いてお  
38 りますので、また御覧いただければと思っております。

39 急ぎますが、資料3の3をお願いいたします。処理計画の答申案でございます。本日の  
40 午前中、本年度第2回の部会を開催いたしまして、答申案という形で提出という運びにな

1 ったところでございます。1ページをお願いいたします。計画の基本的事項でございます。  
2 背景・趣旨でございますが、第7次計画ではリサイクルフロンティアを標榜いたしまして  
3 取り組みを行ってきたところでございますが、この間、国等の法令等の改正がございまし  
4 て、様々な制度も整備されたということで、4R実践の社会づくりを基本理念といたしま  
5 して、新たな鳥取県としての処理計画ということで策定したところでございます。ちなみ  
6 に、4Rといたしますのは、リデュース、減量でございます。リユース、リサイクルにリフ  
7 ューズ、これは断るという概念でございますけれども、これを加えたもので県としては推  
8 進をしているところでございます。

9 お開きいただいて、4ページをお願いいたします。廃棄物の現状と課題でございます。  
10 まず、一般廃棄物の排出状況でございます。この推移につきましては表のとおりでござい  
11 まして、総量につきましては21万トン、中身的には家庭系のごみは減少傾向にございま  
12 すが、事業系は若干増加しているという状況でございます。一人当たりの排出量は下に書  
13 いておりますが980グラムということで、全国40位ということで、余りよくないよう  
14 な状況ということが見てとれます。

15 5ページでございます。ごみの組成でございます。表のほうに書いてございますが、全  
16 体のごみのうち、約7割が可燃ごみで、下のほうに移っていただきまして、可燃ごみの組  
17 成といたしましては、半分が水分ということでございます。で、可燃分が約4割、この4  
18 割の可燃分うちのごみ質でございますが、半分が紙・布、あとは生ごみ、プラスチックと  
19 という形になっているところでございます。

20 6ページでございます。可燃ごみ中の食品ロスでございます。これは、今年度調査をい  
21 たしまして、そのデータでございます。生ごみのうちの約4割が、可食部分ということで  
22 ございます。かなりもったいないような状況ということが見てとれるかと思えます。

23 リサイクルの状況でございます、7ページでございます。鳥取県は26.1%というこ  
24 とで、全国平均に比べるとかなりいい状況ということが見てとれるところでございます。

25 それでは、飛んでいただきまして11ページをお願いいたします。県民の意識について  
26 のアンケートをやっておりますが、その中で廃棄物処理に対する関心ということで調査い  
27 たしまして、廃棄物処理のリサイクル等々への関心があるのが85%と高いのですが、県  
28 の4Rについての認識は低いということ。それから12ページでございます。こういった  
29 取り組みをしておられるかという取り組みについての意識でございますが、余り高くない  
30 ような状況が見てとれる、積極的にされている方は半分ぐらいにとどまっているというこ  
31 とが見てとれるところでございます。

32 15ページでございます。一般廃棄物の目標達成状況でございます。排出量、リサイク  
33 ル量、最終処分量、いずれにつきましても若干達成が困難という状況でございます。理由  
34 はここに書いておりでございまして、焼却灰のリサイクルが進まなかった等々がご  
35 ざいまして、達成が困難という状況となっているところでございます。

36 飛んでいただきまして、廃棄物の状況でございます。まず、19ページをお願いいたし  
37 ます。廃棄物の減量、リサイクルの状況でございますが、本県は76.2%ということで、  
38 全国平均は55%ですが、非常に高いリサイクル率を維持している状況でございます。そ  
39 れからめくっていただきまして、21ページでございます。最終処分の状況でございます  
40 が、約2万1千トンということでございます。排出量が58万トンに対しまして、2万ト

1   ン強という状況でございます。

2   急ぎますが、26ページをお願いいたします。排出されました廃棄物の広域移動、要は  
3   中間処理等々のためにどういうふうに動いているかという状況でございますが、県外への  
4   搬出が23%、県内が77%という状況でございます。それから27ページでございます。  
5   最終処分が2万1千トンでございますが、これがどういうふうに最終的に移動しているか  
6   という状況でございますが、県外へは約7割、68.5%、県内へは3割という状況でご  
7   ざいます。それから、排出事業者、それから中間処理業者に対してアンケートを取ってい  
8   るところでございますが、28ページ下のほうでございますが、将来的に困るようになる  
9   という不安の意識でございますとか、29ページでございますが、県内の処分場は必要で  
10   あるという、そういった意識が非常に高いというところが見てとれるところござい  
11   ます。それから、目標達成状況でございますが、産業廃棄物につきましては、ほぼ目標は達成さ  
12   れるという状況でございます。

13   35ページをお願いいたします。基本方針でございますが、先ほど言いましたように4  
14   Rということをこの取り組みの柱といたしまして、下のほうに書いてありますとおり、4  
15   R社会の実現等々、4つの柱を中心といたしまして、事業展開していくというところでご  
16   ざいます。

17   37ページをお願いいたします。目標でございます。一般廃棄物の目標でございますが、  
18   排出量につきましては19万3千トン。8%減というふうにしております。リサイクル率  
19   が31%で約5%増、最終処分量は1万トンということで、44%減という目標を掲げて  
20   いるところでございます。産業廃棄物につきましては、かなり進展しているということで、  
21   ほぼ現状と同じような目標を掲げているところでございます。

22   めくっていただきまして、40ページをお願いいたします。実現への取り組みというこ  
23   とで、先ほど言いました4つの柱に基づきまして取り組んでおるところでございます。一  
24   般廃棄物につきましては、実効ある減量、ごみのリサイクルの推進、それからリサイクル  
25   の高度化と最終処分の削減、こういったところを中心といたしまして、取り組みをするこ  
26   ととしているところでございます。

27   それから41ページでございますが、県民との協働ということで、実践活動団体との協  
28   働ということを踏まえまして、これの実践活動の拡大を図るということを考えているとこ  
29   ろでございます。

30   それから、めくっていただきまして45ページをお願いいたします。リサイクル産業の  
31   振興でございますが、本県の特徴あるビジネスの推進ということで取り組んでいるところ  
32   でございます。本県の特徴である技術等々の県域を越えた取り組みでございますとか、そ  
33   れから46ページでございます。3番に書いておりますが、鳥取発のさまざまな技術につ  
34   きまして、県外、それから海外への展開が図れるように、事業拡大に当たっての支援をし  
35   ていくこととしているところでございます。

36   それから、48ページをお願いいたします。低炭素社会との調和ということで、温室効  
37   果ガスの発生抑制の取り組みでございますとか、廃棄物由来のエネルギー、熱回収の推進  
38   ということを中心といたしまして、事業展開を図ることとしているところでございます。

39   それから、50ページをお願いいたします。廃棄物の適正処理体制の確立ということで、  
40   さまざまな事業を展開しているところでございますが、おめくりいただいて53ページを



1 お願いいたします。不法投棄の撲滅ということで、先ほど部長も申し上げましたとおり、  
2 使用済物品等の放置防止に関する条例を11月議会で制定いただいたところでございます  
3 て、これを踏まえまして、不適切な不用品回収業者に関する監視・指導、並びに県民に対  
4 する注意喚起、こういったものを図ることとされているところでございます。

5 それから、54ページをお願いいたします。災害廃棄物等の適正な処理体制の確保とい  
6 うことで、市町村、県におきましても、災害廃棄物処理計画、大規模災害に対応するため  
7 に、この計画を来年度以降策定することとされているところでございます。

8 最後、55ページでございます。計画の推進でございます。これにつきましては、計画  
9 推進体制でございますが、県民、NPO、事業者、県、市町村等の各主体が役割を認識い  
10 たしまして、相互に連携・協力を図りながら取り組みを進めるということ。それから、最  
11 終ページでございます。計画の進捗管理でございますが、PDCAサイクルに基づきまし  
12 て継続的な改善を行い、期間内であっても見直しをするということとされているところでご  
13 ざいます。

14 私から、非常に駆け足でございましたが、以上、説明をさせていただきました。

#### 16 ○築瀬会長

17 ありがとうございます。続きまして、先ほどの企画政策部会の審議結果につきまして、  
18 部会長であります築瀬のほうから御報告させていただきたいと思えます。

19 資料の2の7を御確認ください。これが審議結果の報告になってございます。そこに記  
20 載のように、案のとおり策定することが適当と結論をいたしました。企画政策部会では、  
21 12月と1月と3月、先ほど、事務局のほうから御説明がございましたけれども、3回部  
22 会を開きまして、委員の皆様にご審議をいただきました。12月の部会では、第1期の成  
23 果と課題に基づいて、今期、第2期の4年間の方向性を検討いたしました。1月には、方  
24 向性に基づく目標と実現可能な施策の原案を御提出いただいて、それに対して検討を加え、  
25 修正原案を2月末から3月上旬、約2週間の間、パブリックコメントなど県民の皆様の御  
26 意見をいただき、反映させた最終案を昨日、部会にて審議をさせていただきました。その  
27 結果、先ほど御報告いたしましたように、案のとおり策定することが適当と結論いたしま  
28 した。以上でございます。

29 それでは、引き続きまして、廃棄物・リサイクル部会での審議結果について、松村部会  
30 長より御報告をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

#### 32 ○松村部会長

33 皆さん、こんにちは。廃棄物・リサイクル部会長を受けております、鳥取環境大学の松  
34 村と申します。配布されている資料の3の1から3の5までに関わる内容でございます。  
35 廃棄物・リサイクル部会ですが、平成26年10月16日にこの環境審議会より、次期廃  
36 棄物処計画策定の答申案の取りまとめについて付議を受けて、これまで部会を4回の開催  
37 と、それから、関係団体との意見交換会を1回、合わせて5回にわたって、委員を招集し  
38 て慎重に審議してまいりました。まず第1回は26年10月に開催したのですが、まず、  
39 計画を策定するに当たって、その前提となります市町村における一般廃棄物処理の現状、  
40 それから、県によるごみ減量リサイクルの状況とか課題とか、そういうものを委員相互で

1 確認いたしました。

2 続きまして第2回は27年2月ですが、第1回で受けた現状や課題を踏まえて、次期の  
3 計画において、強化・拡充すべき施策と目標設定の方向について、委員間でいろいろ協議  
4 いたしました。その結果として、まず廃棄物の排出量、それからリサイクル率、最終処分  
5 量の三つの指標、これはどこの自治体でも行われているものですが、このわかりやすい3  
6 つの指標を目標値とすると。それから、2点目は理念ですが、鳥取は4R社会ということ  
7 で打ち出しております。ですから、4R社会の実現、それからリサイクル産業の振興、そ  
8 れから低炭素社会との調和、それから廃棄物の適正処理体制の確立の4つの基本方針を柱  
9 として、施策展開していく計画の骨子を確認しております。そしてまた、この計画に実際  
10 に廃棄物を処理している現場の意見を反映させるために、鳥取県の産業廃棄物協会、この  
11 メンバーには一般廃棄物処理業をやっているかたもおられまして、鳥取で出てくる廃棄物  
12 を扱う方ですが、そういった方々との意見交換も27年3月に行うと。その中では、主に  
13 産廃処理に関する施策の方向性について情報交換を行いました。特にその場で大きく指摘  
14 で上げられていたのが、不用品の回収業者です。皆さんたちもよく周りで、スピーカーで  
15 要らなくなったものを交換しますとかということが出てくると。これは私の大学でも調査  
16 した結果、鳥取市ですが、市民に確認しますと、約2割の方が依頼したことがある、しか  
17 も、その中で約4割の方が、本来だったら事業許可を受けていないと、お金を取ることが  
18 できないのですが支払っているという違法の実態等もいろいろ出され、そういった不用品  
19 回収業者に関する監視や指導の必要性についても、協会のほうから指摘がございます。本  
20 計画でも、こういったことも反映してまとめております。

21 第3回は、今年の1月に実施しまして、これまでの意見や骨子を元に、具体的な計画と  
22 目標値の素案について検討を行い、計画素案を取りまとめてパブリックコメントを実施し  
23 ております。パブリックコメントですが、合計28件のコメントが個人とか事業団体、そ  
24 れから市町村から出て、非常に的確なコメントをいろいろいただいた。その中から取り入  
25 れるべきもの、既に盛り込まれるものに対する励ましとか、そういう内容もいろいろござ  
26 いました。それを整理して、本日の午前中の第4回部会にて最終案を確認いたしました。  
27 これは、先ほど住田課長から説明がございましたように、資料3の3に掲載された内容で  
28 ございます。こういったことが適当であるということが、本日午前中の部会で結論に至っ  
29 たということで、報告させていただきます。

30

### 31 ○築瀬会長

32 ありがとうございます。それでは、これから先ほど御説明いただいた内容につきまし  
33 て、御質問、御意見をいただきたいと思えます。発言の際はマイクをお持ちしますので、  
34 マイクを通して発言のほうをよろしく願いいたします。何かございませんでしょうか。  
35 まずは、環境イニシアティブのほうから御意見、御質問等ございませんでしょうか。

36

### 37 ○寶来委員

38 鳥取大学の寶来と申します。少々教えていただきたいのですけれども、資料3の3の4  
39 ページ、第2章廃棄物の現状と課題という中で、鳥取県が一人1日当たりのごみ排出量が  
40 40位と、ちょっとよろしくない現状というお話があったのですが、これのより詳細な内

1 訳というか、何が割合的に多いのかというのが、一つ疑問に思いました。あともう一つは、  
2 今後、880グラムに下げていきたいという中で、その880グラムの根拠というのは、  
3 どういうふうに考えて880にしたのかというのを教えていただければと思います。

4

5 ○築瀬会長

6 ありがとうございます。事務局の住田課長、御回答をお願いしますでしょうか。まず、  
7 ごみの中のどういう内容物があるのかということと、それと、880グラムの減の根拠と  
8 いうことになりますけれども。

9

10 ○住田課長

11 ごみの中身、内訳でございますが、これにつきましては5ページのほうに書いておりま  
12 す。基本的に可燃ごみ、生ごみでございますとか、紙とか、そういったものが主なもので、  
13 これが約7割ということでございます。可燃物のうちの、右のほうに書いておりますが、  
14 約半分が生ごみということで、そういった状況でございます。

15

16 ○寶来委員

17 例えば、生ごみだけを比較した場合に、やはり他の県よりも鳥取県は悪いのですか。

18

19 ○住田課長

20 悪いという状況ではないと、構成としてはほぼ一緒だと思います。ただ、私どものほう  
21 が、一人当たりの排出量が多いと、説明がちょっと不十分だったのですが、実は事業者か  
22 ら出るごみというのは、いろいろ調査はございますが、全部が全部捕捉できているところ  
23 がございませんでした。基本的には、市町村から上がってくるデータを集積したものが、  
24 県としてのデータという形で取りまとめて国のほうに報告しているのですが、実際にはこ  
25 ういった市町村を通さずに、古紙という形でリサイクル業者に渡されたりとか、そういっ  
26 たものもございますので、どれぐらいの量を取り扱っているかということ業者を調査を  
27 いたしまして、それを上乗せした数字がここに上がっているということになっています。  
28 これは、全国で5県ぐらいされているところが、熊本とか青森とかあると伺っていますが、  
29 通常の調査に上乗せしたような形で数量が上がっていますので、それで見かけ上、一人当  
30 当たりの排出量がふえているということになっているという状況でございます。

31

32 ○寶来委員 ありがとうございます。

33

34 ○築瀬会長 それと、880グラム減の根拠を伺えますか。

35

36 ○住田課長

37 これにつきましては、39ページのほうにその考え方を書いております。基本的には食  
38 品ロスが非常に多いと、数量的に鳥取県で1年間に20万トンのごみが出ているのですが、  
39 そのうちの3万トンが食べ残し、要は、食べられる部分を捨てているということがござい  
40 ます。これを減らしてこうといった取り組みを強化しております。あと、きちっと水切り

1 をしないで捨てられるということが非常に多くございますので、要は水分が多いと。こう  
2 いったことをしっかりすることによって、約1万7,000トンで、人口で割ると、それ  
3 ぐらいが何とか削減できるのではないかと、これはあくまで目標でございますが、そういっ  
4 たような目標を立ててこの計画を取りまとめているという状況でございます。

5  
6 ○寶来委員 ありがとうございます。

7  
8 ○築瀬会長

9 よろしいでしょうか。企画政策部会でも同じような御意見がございまして、要は、結局  
10 4Rというものをもう少しきちんと一般の人たちに浸透させる、啓蒙するようなことをさ  
11 れたほうが目標値を達成できるのではないかと御意見もございましたので、よろしく  
12 お願いいたします。

13 ほかに何かございませんでしょうか。

14  
15 ○大住委員

16 鳥取大学の住居です。再生可能エネルギーのことで質問ではなくて、コメントを差し上  
17 げたいと思います。再生可能エネルギーを大きく取り上げていく、シフトしていくという  
18 のは大変結構なことだと思いますけれども、再生可能なエネルギーの中の一つに、私が関  
19 係している森林関係の木材というのが入ってくると思います。間伐材という形で、今、供  
20 給されているのが多いと思いますが、このとき少し御留意いただきたいのは、再生可能な  
21 エネルギーというのは、特に森林についてはあくまで可能であって、適切な取り扱いをし  
22 ないと再生できないことを引き起こしますので、再生可能なエネルギーイコール、有効に  
23 どんどん利用できるということではないと、それはそれなりに、再生が可能なような手当  
24 てが必要だということを御留意いただければと思います。特に、いろいろプラントなんか  
25 ができますと、どちらかというところよりも、そのプラントへの安定供給というのが  
26 優先されがちなので、それについて御留意いただければということをコメントで申し上げ  
27 ます。

28  
29 ○築瀬会長 ありがとうございます。特に何かございますか。

30  
31 ○青木委員

32 伺いたいのですけれども、電気自動車を導入しますという話ですが、電気自動車を鳥取  
33 県で導入すると、どれぐらい鳥取県の資産が外に出ていくのでしょうか。県内で車をつく  
34 っていないので、目標を達成すると、鳥取県の経済的にはマイナスになることもあるかな  
35 あと。水素エネルギーも同じでして。続けて質問させていただいてよろしいですか。県庁  
36 で紙を減らすという話があったのですが、どれぐらい紙があったら業務が成り立つのでし  
37 ょうか。きょうもたくさん紙が配られていますけれども、要は、庁内で使われる紙は減ら  
38 せるのかなと思うのですが、こうやって配られる紙は減らせないのかなあとと思ひまして、  
39 適正な紙の量がわかっていないと、ただやみくもに減らす、減らすというのは難しいので  
40 はないかと。同様に、電気料金を減らすという話があるのですが、庁内で紙を使わないで、

1 資料をみんなディスプレイ上に示すというやり方をすると、表と裏の関係ですので、紙が  
2 ない分だけ電気を使うということが起こるのかなあ。それから、全部を減らすという目標  
3 というのは、絵に描いた餅になりませんかというのを伺いたいのですけれども、以上です。

4

5 ○築瀬会長 まず太田課長、よろしくお願いします。

6

7 ○太田課長

8 先ほど、大住先生のほうからも御提言がございました。きちんとそういったことについ  
9 て、再生可能であるようにきちんと手当てをしながら進めていくということも念頭におい  
10 て進めていきたいと思えます。バイオマスの大型の発電というか、エネルギー利用施設な  
11 んかも、県も一緒になって、材をどうするのかというところも議論しながら進めておりま  
12 すので、そういった形は引き続きやらしていただきたいと思っております。

13 それから、青木先生のほうからEVやPHV、あるいは水素にわたってのお話ござい  
14 ました。もちろん、確かに県内でストレートに自動車を生産している工場等はございませ  
15 んので、買うことによりまして、それが県内の資産が外に出ていくというのは、それは間  
16 違いないところだと思います。数字的に幾らというのを押さえているわけではございませ  
17 んが、間違いなくそういうことだろうと思えます。一方で、私ども、今目指しております  
18 のは、ガソリン車がこれだけ普及した鳥取の社会になっているわけです。ガソリン車のほ  
19 うに関しましても、では、鳥取県内でガソリン車を買ったときに、どれだけ経済的な損失  
20 といいますか、経済的に外部に出ていくかという、そういう似たような議論が起こるのだ  
21 ろうと思っております。私ども、環境の観点からいたしますと、より温室効果ガスの発生  
22 の少ないビークルといいますか、乗り物にシフトしていくのが、環境面も捉えて間違いな  
23 いやり方かなと思っておりますので、外に流れていく経済的損失というのが同じだとする  
24 ならば、より環境に優しい乗り物への転換、そういったことを心がけていくべきではなか  
25 ろうかと考えて、こういうプランを立てているところでございます。

26

27 ○梅田課長

28 総務課のほうからですが、紙の量と電気との関係という御質問がございました。具体的  
29 に紙の削減をしたいわけですが、量について目標値が的確なものがあるというわけではご  
30 ざいませぬ。私どもの取り組みとしては、紙は両面を使いましょうとか、古くは、Bサイ  
31 ズをAサイズにしましょうとか、そういった形で規格自体を取り組んだり、使い方自体を  
32 取り組んできたのですが、いかんせん、本日の会議でも、紙が実際使われております。こ  
33 のような会議の中で、一遍に情報共有をして短い時間で結論を出そうというときには、ど  
34 うしても紙に頼らざるを得ないところはあると思えます。ただし、本日の会議の準備段階  
35 とか、そういった検討段階で、私どもの中で同じようなものを何度もコピーを繰り返すこ  
36 とがよくあります。そういったところを、例えばプロジェクターで一つの部屋で共有しな  
37 がらやるとか、そういう方法は実際にあると考えておりまして、実際にも県の予算編成の  
38 作業においては、プロジェクターを用意した部屋で集中してやっているという実態もござ  
39 います。そういった手法も取り入れながら少しでも減らしていきたいと思っております。

40 また、ディスプレイなり、電気を使う機器もございます。一つはプロジェクターもそう

1 なのですが、一人一人がタブレットとか、そういったものを持つようになれば、そういっ  
2 たことも出てくるかもしれません。ただ、例えば充電して持っていくとか、電気代も安い  
3 時間の充電を使うとか、いろんな方法はあるかもしれません。ちょっとここは、民間の例  
4 などもよく聞きながら、試行錯誤ではありますが、何か新しい方法を取っていきたいと思  
5 っております。

6

7 ○築瀬会長 青木先生、いかがですか。

8

9 ○青木委員

10 車の話ですが、ここは環境なので経済的な話はそんなにしてはいけないのかもしれませ  
11 んが、車を減らそうと思ったら、確かに電気にシフトするというのは大切なことではある  
12 にしても、公共交通機関の問題というのがどうしてもあって、鳥取県は公共交通機関、多  
13 分、一番だめな部類に入るのではないかと思います、この辺では。乗るものがない、米子  
14 なんかもう全然乗るものがない。バスも乗れない、乗ったら不便でしょうがない、高専は  
15 特にですけれども、外部からお客さんが来られても、乗り物がないですねと必ず言われる  
16 県であるというところが、だから車買わなければいけないというふうになっているのでは  
17 ないかなと。その辺りが、電気自動車というものを入れるという話によって、少しすりか  
18 えが起こっているような気がするということで、もうちょっと考える場所があるのではな  
19 いでしょうかという意見です。以上です。

20

21 ○築瀬会長 どうぞ。

22

23 ○太田課長

24 貴重な御意見をありがとうございました。実は昨日も、企画政策部会のほうでも、公共  
25 交通機関をきちんと乗るような形にすべきではないだろうかと、同じような話が出ており  
26 ます。実はプランの中、今回概要エッセンスでお話しさせていただいた部分については、  
27 新規的な取り組みの部分をやっと強めに書かさせていただきましたので、そういう形で出  
28 ておりますけれども、これまでのアクションプランの中でも、とりあえず、公共交通機関  
29 との連携ということについてはきちんと位置づけ、それを推進するという立場は変わって  
30 おりません。ただ、おっしゃるとおり、それを続けて何十年たっているのに、何も変わっ  
31 ていないではないかというところもあろうかと思います。県庁は広い組織ですので、担当  
32 部局間で調整を図りながら、前に進めるような形を引き続き考えてみたいと思ってお  
33 ます。

34

35 ○築瀬会長 よろしいですか。

36

37 ○青木委員

38 公共交通機関との連携というのが、もうお題目でしかないと思うのですね。民間業者さ  
39 んが公共交通というのはされていますので、連携します、連携しますと言っているも、民  
40 間的にお金にならなかつたら、やるわけがないというのが実情ではないかと思えます。そ

1 れから、本当にちゃんと実効性のあるプランをつくろうと思ったら、県庁だけで考えてい  
2 てもだめな話ではないかと思うので、もう少し民間業者さんがしっかり入って、やってい  
3 らっしゃるのかもしれませんが、少なくとも成果は得られていないのではないかと。その  
4 成果が得られるようにされたらどうでしょうかと、私は思います。

5

6 ○築瀬会長

7 ありがとうございます。先ほど、太田課長のほうからも御説明がありましたように、企  
8 画政策部会でもそのような問題は提起されていまして、現状の公共の交通機関というもの  
9 がかなり不備があるというのは、もう認識しているところでございまして、更に高齢化が  
10 進みますと、こういった交通機関というのは、さらにうまく回す格好を考えていかないと  
11 いけないというのは、十分県のほうとしても御理解していただいているというところでご  
12 ざいまして、この第2期の施策を行いながらその中でもさらに深めていきたいとは考えて  
13 おります。

14 大住先生はいかがでしょう。今の森林のことに关しましてはよろしいですか。

15

16 ○大住委員 はい。

17

18 ○築瀬会長 ありがとうございます。

19

20 ○山本委員

21 循環型部会ですが、温暖化防止センターをやっております山本です。先ほどの自動車の  
22 件、それから公共交通の件、それから紙の件もそうなのですが、細かい一つ一つの施策を  
23 先ほど、というよりも、次の全体のところを見ながらプランに落とし込むことの重要性を  
24 言われました。今、温暖化対策も、今回のイニシアティブプランも県の温暖化対策計画が  
25 入っていますが、国の温暖化対策も昨今、新しく出ましたし、今度は気候変動の適応対策  
26 のほうも踏み込んでいかないといけないと思います。国土強靱化計画というのも鳥取県で  
27 秋に出されて、かなり適応策とだぶっている部分があるかなと思っていて、強靱化計画の  
28 ほうを見ますと、一番、強靱化計画が上にくるので、個別の計画がそこに沿っているとい  
29 う書きぶりにはなっていましたが、そこの連動性はまだ私もこのイニシアティブプラン  
30 のほうを見ていないのですが、たくさんの施策の連動性と重複している部分と、きっちり  
31 組み合わせることと、適応策の中には、気候変動への適応策もありますが、人口減とか、  
32 高齢化ということを乗り越えた持続可能な社会づくりというのがすごく重要になっている  
33 と思います。午前中の循環型部会でも、自立した、それはエネルギーも廃棄物処理もそう  
34 でしょうし、食料に関しても、自立して何かあってもしなやかに立ち上がる地域づくりと  
35 いうのがすごく重要だと言われておりますので、このイニシアティブプランを土台として、  
36 これは平成30年までの、言ってみたら短期なものですので、その先を見越して審議会も  
37 含めて、県民一緒になってどんな鳥取県づくりをしていくのかというのを、もちろん環境  
38 基本計画のあるべき姿というものの整合性や見直しも含めてやっていけるといいかなと思  
39 います。

40 それで、青木先生の意見にとっても賛同するのが、いかにお金や資源、お金を域外に出さ

1 ないか、あるいは、貴重なお金をなるべく域内で循環させるかという視点で見えていくと、  
2 そこもすごく課題を解決できるかなと思いますので、きっと経済的な視点というのもここ  
3 に含まれてくるのではないかなと思っています。そういう意味で、環境にやさしい県庁率  
4 先行動計画、TEASにも基づいて、とてもTEASのお手本になっている部分だと思う  
5 のですが、電気使用量の削減というところと契約のやり方も含めて、電気料金の削減とい  
6 うところも一緒に見ていくと、現場ではわかりやすいかなと思いました。お昼に幾ら電気  
7 を切っても、契約が、デマンドが変わらないのであれば、電気料金も削減になっていない  
8 部分もありますので、そこら辺をどうしていくかということも含めてやっていくと、それ  
9 は県民もそうですし、お金のことも含めて自分ごとになっていくと思いますので、そうい  
10 う親しみやすい指標を含めてみんなで考えていけるといいかなと思いました。以上です。

11

#### 12 ○築瀬会長

13 ありがとうございます。貴重な御意見をありがとうございます。ほかに何か。はい、ど  
14 うぞ。

15

#### 16 ○藤原委員

17 環境イニシアティブプランについて意見というか、工事等の計画に生物多様性を損なわ  
18 ないことを確認できる体制づくりができるといいなということがありますが、私、ここ  
19 で委員をさせていただいて、もうずっと開発か自然保護かというところでもすごくいろん  
20 な憤りを覚える場面に出会っているのですが、いろいろ調査活動をしている人、自然保護を  
21 している人と工事とか開発をする部署がどういうふうにならなかつたら、事前にうま  
22 く解決していけるのかなと、誰に聞けばいいのか、いちいちもうずっといろんな市町村と  
23 か県の担当者に、今、どこを工事していますかと聞いていくのも、それもすごくエネルギ  
24 ーを使いますし、多分、市町村とか県の担当者の方が、中には、こういうところを今開発  
25 したいけれども、工事するけれども、何かここに希少性のものはないですかと聞いてくだ  
26 さい市町村の担当者の方もいらっしゃるのですが、そののところをうまくいけるシステム  
27 を本当に確立してほしいなと、何年も同じことを言い続けていますが、それをよろしくお  
28 願いしたいと思います。

29 それと、県庁の率先プランの中で、シュレッダーのごみを飼料の敷物に出すとかという  
30 話がありまして、以前、私が勤務していたところでも出したのですが、ホッチキスのかけら  
31 とかクリップが混ざっていると、それを動物が食べるので、それをきれいに取ってから出  
32 してくださいと言われて、出すのはいいのですが、出すための労力がすごかったのですけ  
33 れども、そういうことも大変ではないかなと思っています。

34 それから、県庁のウオームビズですけれども、県庁で働かれるかたがそれをしておられ  
35 るのはすごく感心しているのですが、いつだったか、自然保護部会があったときに、雪が  
36 降る日なのに、県庁の会議室で暖房ができないと言われて、暖房できないということを知  
37 らなかったもので、そういう装備をしていかなかったのが凍えたことがありました。で、外  
38 部の人に来て会議をされるときには、やっぱりそれは考えられたほうがいいのかなと思  
39 いました。以上です。

40



1 ○築瀬会長

2 ありがとうございます。例えば、そういう工事施工と保護者との連絡会、こういったも  
3 のは、県として何かお持ちなのでしょうか。

4

5 ○中山部長

6 今までの委員さんの御意見とかを総括して、私のほうからさせていただきます。多分に、  
7 環境イニシアティブのプランの関係で御審議いただいて、意見を拝聴しては、やは  
8 りいろんな形で、県庁は多岐にわたる計画なり、それから実行計画、当然、先ほど青木先  
9 生からの交通部門もありますし、それから大住先生の言われたバイオマスの関係、当然、  
10 植林、造林ですとか、そういった再生産の部分とか、この場面だけではかき切れない部  
11 分が多くあるかと思っております。また山本さんのほうから、例の国の国土強靱化計画  
12 の話もありまして、当然、それぞれの場面でそれぞれの上位計画なりがありますけれど、  
13 いかにかこの環境イニシアティブプランを具体的にコミットさせて、実効あるものを我々が  
14 行っていくか、当然、私ども環境部門でございますので、なかなかその実行計画まで入  
15 り込めないところはありますけれども、そこにいかにかコミットして、この実効あるもの  
16 をつくっていくかということ改めて、このアクションプランのさらにアクションといいま  
17 すか、そういったことを検討させていただきたいと思っております。それから、藤原先生  
18 のお話にありました例の自然保護とそれ開発の関係であります。若干、工事関係の要項等  
19 はございますけれども、実は、希少動植物の計画といえますか、プランを今練っております。  
20 その中で、具体的に申し上げますと鳥大の日置先生などに入らせていただいて、例えば、  
21 希少野生動植物など、工事があるときには、それにどう気づくかとか、どういう情報をや  
22 るのか、また、どういった格好で工事配慮とかをしなければいけないか、開発と自然保存  
23 の調和を取る部分でございますので、どこまでそういった形ができるかというプランニン  
24 グといえますか、スキームがどうできるかという検討も今しておりますので、できるだけ  
25 その中で具体的なものができればと思っております。今年から来年、再来年にかけて、な  
26 かなか大きな問題ですので、時間をかけてさせていただきたいと思っておりますけれども、  
27 是非その辺はこの中でも、緑自然課が対応しておりますけれども、その中でやっております。  
28

29 それからウオームビズは、寒い思いをさせまして済みませんでした。改めておわびして  
30 おきます。なかなか私ども、ウオームビズとは言いながら、気温の低いときには職員も凍  
31 えているときもありますので、その辺りは、単に我慢するだけの省エネは変かと思いま  
32 すので、その辺りはちょっとまた県庁内部部局の中でも話をさせてもらいたいと思いま  
33 すのでよろしくお願ひします。

34

35 ○築瀬会長 よろしいでしょうか。

36

37 ○藤原委員 シュレッダーごみの件は。

38

39 ○中山部長 シュレッダーごみは、多分徹底していますかね。

40

1 ○梅田課長

2 シュレッダーごみの件につきましては、実は飼料として、家畜が食べるではなくて、床  
3 にわらの代わりに使うという再利用をしております、食べさせるわけではない形で提供  
4 させていただきます。

5

6 ○築瀬会長 今、藤原先生がおっしゃったのは、どうしても口の中に入っていく。

7

8 ○梅田課長 もう少し畜産関係とも意見交換をしまして、詳しく調べてみたいと思います。

9

10 ○藤原委員

11 食べさせるわけではなくて提供しているのですけれども、どうしても足もとにあるのを  
12 口に入れてしまう場合があるので、というのを家畜を飼っている業者の方からお聞きした  
13 ことがありまして、それでの話です。

14

15 ○梅田課長 わかりました。

16

17 ○築瀬会長 調査をよろしくお願いします。ほかに何かございませんでしょうか。はい。

18

19 ○青木委員

20 寶来先生の話に関連するのですが、鳥取県の一人当たりのごみが多いというのは、県民  
21 のライフスタイルの問題と、それとまじめさの問題があると思います。一概に重さで比較  
22 するというのが本当に大丈夫なのかなという。神奈川県が1位になっていますが、彼らは  
23 外で御飯を食べるから、家で御飯を食べないパターンのほうが多くて、ごみもコンビニに  
24 捨てて、私、以前東京に住まっておりましたけれども、生活スタイルとしては全然違うと  
25 思います。町中に住んでいますと、一軒家に住んでいると、米子市なんかもそうですが、  
26 葉物を切ったら、せん定したらごみで捨てなさいということになりまして、それもみんな  
27 ごみで入ってくる話になるので、一概に重さだけで、御存じだと思いますけれども、生活  
28 水準はごみの量で決まってくるので、ごみの量が多いと生活水準が大体高いと考えられ  
29 る。ですから、ほんとには都会のほうがごみの総量としては多いはずでして、結構出してい  
30 るけれども、一般家庭ごみとして勘案されないものが多いだけなのではないかなと、その  
31 辺、何でも統計で見ればいいというものでもない。これを出すと鳥取県がすごく悪いかの  
32 ごとくに思えるのですが、そんなことはないのではないかなと私は思うという話です。

33

34 ○中山部長

35 青木先生、ありがとうございます。実は、ごみの量は、若干皮肉な結果になりまして、  
36 私もきちんとした一般ごみの量を把握して、一般ごみリサイクルを考えようかという世界  
37 で、先ほど課長も申し上げましたように調査度合いをざっと広げていったら、実は調査の  
38 捕捉が増えていってごみが増えてしまって、正直、神奈川さんなんかはそこまで、民間業  
39 者もたくさんおられるし、コンビニごみとか全く捕捉できないので、恐らくそこはもう調  
40 査漏れのままできている形にもなっているかと思っておりますので、確かにこの量だけで鳥取県

1 民が非常にごみを出す県民だと思われる部分はちょっと心外なところもございますので、  
2 その辺りは何かしら注釈を入れるなり、何かの形で余り変な誤解をされないような形で、  
3 表記なり使わしていただきたいと思っております。

4

5 ○青木委員

6 その点で言うと、統計を出すときに、一番になるところに合わせた範囲で出せばいいだ  
7 けのことだと思います。守備範囲を全部に広げて、鳥取県はまじめにやって、県庁さんも  
8 まじめにやっていらっしゃるから数字が大きくなるので、一番少ないミニマムのところに  
9 合わせて、鳥取県はどうであるのかというのを把握しないと、また絵に描いた餅になって、  
10 何%削減というのが無理な数字になってできなくなるということで、県民は萎縮するかな  
11 とと思います。

12

13 ○中山部長 わかりました、ありがとうございます。その辺は工夫させてもらいます。

14

15 ○築瀬会長 ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。

16

17 ○大住委員

18 これもコメントですが、先ほど藤原委員からお話のあった開発と生物の保護の問題、生  
19 態系の保護の問題ですが、今、お話があったように、やはり希少な動植物があるところを  
20 きちんと押さえて、ゾーニングをして、事前情報としてそういうところを大事にしていく  
21 というのは大事なことなのですが、ただ、私も森林関係でずっと見ていきますと、希少な  
22 動物があるからというだけのレベルの問題ではなくて、根本的に自然とか景観とかそうい  
23 うものをどう扱うかというときに、希少な動物があろうとなかろうと、やはりそれに対し  
24 ては一定の愛情というのか、優しさを持っていくことが大事だと思います。森林について  
25 も、森林林業基本法が変わったときに、木材生産がそれまで一番の目的だったのが、生態  
26 系が持続されることが第一になって、その中で木材を生産するというのに変わったわけ  
27 です。やはり開発については同じようなことがあって、多くの場合、森林関係もそうですが、  
28 あそこが空いているから使えるではないかという発想でいろいろと開発が始まると思うの  
29 ですが、そういうところの前に、その土地を改変するということに対して、空いている  
30 からいいではないかという意識そのものを根本的に変えていただく、開発に関わるいろ  
31 ろと従事される方も含めてですけれども、そういうところがあると思います。何か精神論  
32 になってしまっていて、具体的にどうということは言いづらいのですが、希少な動植物がある  
33 からないからということよりもっと前に、基本的に自然に対して開発を行うというときに、  
34 なるべく慎重にやるという、そういう原則みたいなものを行政とか、あるいは開発業者の  
35 間で共有していただければなとも思っています、コメントです。

36

37 ○築瀬会長

38 ありがとうございます。今のコメント、よろしく願いいたします。

39 ほかに何かございませんでしょうか。

40

1 ○山本委員

2 再生可能エネルギーについて少しあったので、県内の森林の資源と捉えたときの木質バ  
3 イオマスのエネルギーとしてどう使うかということも踏まえてですが、ちょっと東部の状  
4 況はわかりませんが、西部のほうで大きな製材の事業所の方から聞いた話では、毎年、毎  
5 年髪の毛が15センチ伸びるとして、今、伸びる分の9センチしか使っていないというこ  
6 とで、あとの6センチは伸びているのに使っていない、あるいは手入れがされていない状  
7 況なので、少なくとも鳥取県、74%の森林率の中の、そのうち人工林がかなり日本平均  
8 でも多い人工林ですよ。それについてはまだまだ未利用で使っていく必要があると。も  
9 ちろん、使うからには林業として成り立つので、植林も計画的になされたり、鳥取県の林  
10 道を造る技術とか、すごく日本全国でもかなり技術が高くて、低コストで安全な林道のつ  
11 くり方もしていて、林業の担い手さんも、若い方もふえているという統計もあります。た  
12 だ、まだ出口が材木として使われたり、その後のB材やC材、それ以外の間伐材をエネル  
13 ギーとして使うというところはまだまだできていないと思います。ただし、宮崎県のような  
14 皆伐をしてしまって、他県の大きな事業者さんや中国やソ連からのペレット製材をつ  
15 くりたいという大きな事業者さんが入ってきて、皆伐、全部伐採して、それを全部燃やすた  
16 めのエネルギーにしてしまうという、無計画な計画が起きないように手だてをあらかじめ  
17 すべきかなと思います。もしかしたら、生態系の保護とはまた違った視点になるのかもし  
18 れませんが、ちょっと危惧されているところかなと思います。

19 最初に青木先生の地域の資源をというところで、すごく賛同したのは、開発事業者さ  
20 さんが県内の事業者さんであればまだしもですが、県外から、あるいは大手の資本が入っ  
21 てからどうするかということを考えていると遅くなると思いますので、あらかじめ、県  
22 内の資本を中心とするとか、あるいは、資源量のポテンシャルを損なわない計算をしっか  
23 かりした上で、資源にするという指標をつくっておく必要があるのではないかなと思います。  
24 地下資源というか、水のことにも心配されて条例も作られていると思います、地下水が。鳥  
25 取県内の資源について有効に使える、しかも県民の利益になるという視点の指標が、これ  
26 から特にエネルギー自給率を、木質バイオマスを含めて35%に、平成30年までに上げ  
27 るという目標を立てている中で、その先のことも見越して重要なかなと思っています。以上  
28 です。

29

30 ○築瀬会長 ありがとうございます。

31

32 ○大住委員

33 木質バイオマスのことが出ましたので、ちょっとだけ今コメントを申し上げたいのです  
34 が、確かに、今おっしゃったような見方はできると思うのですが、私としてはもう少し慎  
35 重な意見を持っております。というのは、成長量が県内はこれだけあるから、これだけ使  
36 えるはずということにはなかなか参らないのです。山にあっても切って持ち出せるものと  
37 いうのは、葉っぱとか枝があって、それで何十%か落ちてしまいます。さらに森林といっ  
38 ても、もう山の奥まで昔植えていますので、そういうところの人工林も全部含んだ統計が、  
39 多分、もたっています。その中で当然アクセスできるところは限られています、道を入  
40 入れても限られています。そうやっていきますと、成長量がこれだけあるのでそれだけ使

1 えるはずだというのは、ちょっと危ない議論だと私は、かなりそこは歩どまりが低くなっ  
2 てくると思います。

3 それからもう一つは、再生ということを考えると、やっぱり今ある森林がどうしてでき  
4 たかと考えると、これは戦後の国家事業としての莫大なお金を使った上での投資の上で出  
5 来上がることなのです。決して、民有林が全く自分たちのお金で植えてきたわけではない  
6 わけです。現在、木材伐採して普通のエネルギーではなくて用材に売ったとしても、その  
7 売ったお金に対して再造林のお金が出るかどうか非常に厳しい状態です。採算が合わない  
8 ぐらいになっています。その間の50年間やってきた仕事はほとんど、実際公共事業でや  
9 ってきているのですが、そのお金は全部コストを外しても厳しい状況です。さらにシカの  
10 問題があって、今後は再造林費というのはかなり高くなっていることがある。それを考え  
11 ると、間伐を繰り返していますが、間伐を繰り返しても、これは森林再生にならないので  
12 す。減らしていくだけで大きくなりません。どこかで次の森林をつくっていかなければい  
13 けない。そのことを考えた場合に、今、成長量があるからバイオマスに使えるはずだとい  
14 う議論は、私はちょっと乱暴だと思っております、コメントです。

15

#### 16 ○築瀬会長

17 ありがとうございます。大住先生、おっしゃっていることは山本先生がおっしゃってい  
18 ることと相通じるところがあるかと思っておりますので、実際にイニシアティブプランの中でも  
19 73ページあたりに、農地・森林等の持つ環境保全機能の回復という項目がございまして、  
20 この中でも十分、炭酸ガスを削減しながら森林を保全していこうという、そういう施策も  
21 考えられておりますので、これは今期の施策の課題としてかなり取り組んでいかないとい  
22 けないようなことではないかと思っておりますけれども、県のほう、いかがでしょうか。

23

#### 24 ○中山部長

25 御指摘いろいろありがとうございます。なかなか指標の部分、いろいろ勉強しないと  
26 かなかつくれないかなという部分がありますし、あくまでこの計画なりこれから私ども、  
27 やっぱり持続可能な、あるいは再生産が可能だということを一つの基本の視野におかな  
28 ければならないかと思っております。ですので、今あるので再生産も考えずに使い切ればい  
29 いという話ではございませんので、またこの施策、また具体の場面では、当然それは持続  
30 可能な形で次代へ引き継げるか、あるいは再生産という形でその財産がきちんと守れるか、  
31 また県民が有効に利用できるかという、そういった視点、県民目線での視点が必要かと思  
32 いますので、その辺り、このプランの具体的な実行の場面とか、あるいはさまざまな形で  
33 のほかの計画なり、私どもが意見を申し上げていく部分において、そのあたりは反映のほ  
34 うを目指していきたいと思っております。

35

36 ○築瀬会長 ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。

37

#### 38 ○青木委員

39 先ほど、藤原先生がおっしゃったのですか、開発をする場所がわからないでしたか。最  
40 近は、ナビでもどこで工事をやっているかが随分前からわかるのですが、そういう開発計

1 画とかが一覧性があるというのですか、地図上に、鳥取県は狭いですから地図が小さいの  
2 で、幾らでもこの辺に申請があったとか載せられそうなのですが、そういうのは、私が存  
3 じ上げないだけかもしれませんが、あるのでしょうか。

4

5 ○築瀬会長 いかがでしょう、現状としては。

6

7 ○太田課長

8 大変申しわけないですが、公共工事でどこに何が今動いているかということが、正確に  
9 は登録ができていないようなことにはなっていないような気がしております、正確にはわ  
10 かりません。ナビについて言いますと、道路管理者がそれぞれ国、県、市とありまして、  
11 それぞれが工事区間をデータとして一元化するようなシステムがありまして、それにより  
12 まして、道路工事についてはナビに提供されていくというシステムが出来上がっていると  
13 承知しておりまして、広く面的にどこでどんな工事がなされているということについては、  
14 今データベース的にはなっていない、要はみんなが把握できるような状況にはなっていな  
15 いのではないかなと思っております。

16

17 ○築瀬会長 ありがとうございます。

18

19 ○青木委員

20 コンピューターの時代ですので、幾らでもできるかなと思うというだけのことで、検討  
21 していただいたらいいのかなと思いますけれども。

22

23 ○築瀬会長

24 是非、御検討をお願いいたします。ほかに何かございませんでしょうか。ほかに御意見  
25 もございませんでしょうか、ここで当審議会としての意思決定を行わせていただきたい  
26 と思います。コメント、あるいは御意見をいただきましたけれども、特にこのイニシアテ  
27 ィブプラン、それから廃棄物処理計画につきまして、修正をなささいという御意見はなか  
28 ったかと思っておりますけれども、まずはこれでお認めいただきまして、あと、コメントなりい  
29 ただいた御意見というのは、運用、あるいは実行の中で検討していただくということとい  
30 かがでしょうか。委員の皆さんいかがでしょうか。こういう対応でよろしいでしょうか。

31

32 ○寶来委員

33 済みません、もう一つだけ。これで意思決定というふうになるのがちょっと嫌だったの  
34 で、お聞きしたいのですが、社会システムの転換、37ページの現状、EV・PHV普及  
35 台数637台、目標が3300台、EV充電器設置基数152基が目標は527基と、水  
36 素ステーション3基を目標にしている。済みません、数字にこだわって申しわけないです  
37 が、やはりお金がかかるということを考えたときに、どういう根拠に基づいてこの数字が  
38 出たのかということ、ここで青木先生ではないですけれども、ここで財源の話を中心して  
39 もしょうがないかもしれないのですが、やはり大切な税金だと思うので、これは前と、環  
40 境と目標のどういうバランス意を考えたときにこういう値が出たのかということのをちょっと

1 教えていただきたいと思います。

2

3 ○築瀬会長 ありがとうございます。御回答をお願いします。

4

5 ○太田課長

6 今、この目標指標で電気自動車とか充電器数、水素ステーションの整備基数について  
7 お尋ねがございました。EV・PHVの普及台数につきましては、実はこの掲げており  
8 ます数値というのは他のビジョンでもう既に決まっている数値をこちらのほうに転載をし  
9 ているわけですが、普及台数につきましては、それぞれ国のほうでEVとかPH  
10 Vの普及に関する目標値がございます。正直なところを申し上げますと、国の数値を県の  
11 普及台数等に置き換えて、鳥取県の現在の新車購入台数等から割り出すと、国の目標値を  
12 県レベルに落とすとこれぐらいの目標で達成するのではないかと、あるいはそこに向かって  
13 達成していこうという形で数値を出してございます。

14 それから、EVのほうの充電器基数については、それぞれ電欠と言いますが、ガス欠の  
15 不安をなくするためには、どういうところにどれぐらいとか、観光地などの主要な目的地  
16 についてはそれぞれの程度置きましょうという、一定の基準をおきまして、それを鳥取  
17 県の面的に整備するとしたらこの程度ということで、数字を出してございます。

18 水素ステーションの整備基数につきましては、多分にこれは目標的なところがございま  
19 すが、これからの水素社会を迎えるに当たりまして、鳥取県内に平成30年度までには水  
20 素ステーションを3基程度は導入したいという意欲的な目標といたしますか、そういう形で  
21 立てさせていただいております。一方で、確かに整備についてお金が掛かるということが  
22 ございます。普及台数等は個人の皆さんが自動車を買われるという活動になりますので、  
23 直接的に県のほうで預かっている税金が使われるということは直接的にはないわけではご  
24 ざいですが、充電器の設置等につきましても、基本的には民間主導で今、整備していただ  
25 いているところでございまして、一部公共的な要素を持つ部分につきましては、県として  
26 一部の経費を支援させていただくという形になってございます。水素ステーションにつき  
27 ましても、こちらは今後事業者の皆さんとの御相談にはなりますが、鳥取県といたしまし  
28 ては、県で全てのお金を準備して、整備をしていくというよりは、事業者の皆さんと一緒に  
29 になって、どこにどういう形の水素ステーションが要るのかということを話し合いながら、  
30 整備場所、整備基数について必要があればそこに支援を行うという形での整備を目指して  
31 いきたいと思っております。

32

33 ○寶来委員 ありがとうございます。

34

35 ○築瀬会長

36 モーダルシフトを可能にするために、どうしてもやっぱりインフラの整備というのは非  
37 常に重要になってきます。それが短期の4年ぐらいでインフラが整うかということはなか  
38 なか難しいところがございますけれども、これを目指して進めていって、最終的にはモー  
39 ダルシフトを行っていこうという県のお考えのようです。

40 ほかに何かございませつか。先ほど申しましたように、最終決定ということになります

1 けれども、まず、御提案いただいたこの案件をお認めいただき、そして今いただきました  
2 た貴重な御意見、あるいはコメントに関しましては、運用、あるいは実行の中で御検討い  
3 ただきながら改良を進めていただきたいと思います。私は思っておりますけれども、いかがでしょう  
4 か。よろしいでしょうか。それでは、次期鳥取県環境基本計画実行計画、それから次期鳥  
5 取県地球温暖化対策計画、次期鳥取県廃棄物処理計画、この3つについてはそれぞれ本案  
6 をもって当環境審議会の答申に決定させていただきたいと思っております、ありがとうございます  
7 す。

8 続きます、議事の3に移りたいと思っております。これは部会議決決定事項の報告というこ  
9 とになりますけれども、これ、会長同意を得て部会において議決した事項について、審議  
10 会運営要領の第6条第2項に基づき、全体会で報告するものでございます。今回は、温  
11 泉・地下水部会において議決された①温泉掘削等許可について、②地下水影響調査計画書等  
12 について、また鳥獣部会において議決されました③第11次鳥獣保護事業計画の変更につ  
13 いてと、④鳥取県イノシシ保護管理計画、鳥取県ニホンジカ保護管理計画及び鳥取県ツキ  
14 ノワグマ保護管理計画の変更についての計4件を報告させていただきます。詳細について  
15 は、事務局からまとめてお願いいたします。

16

#### 17 ○坂口課長

18 ぐらしの安心推進課の坂口でございます。私のほうからは、温泉法の許可の関係につ  
19 て報告をさせていただきます。それでは、資料の4をごらんいただけますでしょうか。昨  
20 年の1月以降ですけれども、4回温泉・地下水部会を開催いたしまして、記載のとおり  
21 (1)から裏面の(4)番まで、合計10件の許可申請案件について御審議をいただき  
22 しております。この10件につきまして、申請項目ごとに整理いたしますと、新たに温泉井戸  
23 を掘削するものが3件、それから既に設置をされております温泉井戸を増掘、いわゆるさ  
24 らに深く掘ったり、井戸の口径を大きくするというものですが、この増掘が2件、  
25 そして残りの5件が温泉をくみ上げるためのポンプを設置する、動力装置という内訳にな  
26 っております。また、申請場所ごとに見ますと、はわい温泉関係が4件、東郷温泉関係が  
27 2件、三朝温泉が1件、あと、岩美町、それから伯耆町、それから境港市で各1件という  
28 申請になっております。この10件につきましては、いずれも許可が適当とするというこ  
29 とで部会の議決を経て答申をいただいておりますので、この答申に基づきまして県のほう  
30 では温泉法に基づく許可を行ったところでございます。以上でございます。

31

#### 32 ○築瀬会長

33 ただいまの内容につきまして、御質問・御意見等ございませんでしょうか。 次の地下  
34 水影響等調査も含めて、次、お願いいたします。

35

#### 36 ○中村課長

37 水・大気環境課の中村です、よろしくお願いたします。私のほうからは、地下水の影  
38 響調査計画等の御説明をさせていただきます。資料5をお願いいたします。27年度の地  
39 下水影響調査計画等につきましては、部会を4回開催いたしました。影響調査計画につ  
40 きましては7件、採取計画については3件御審議いただいたところであります。影響調査計



1 画につきましては3ページを見ていただきますと、フロー図がございますが、事業者の採  
2 取前というところですが、一番上に井戸の掘削前ということで調査の影響範囲などを審議  
3 いただくものであります。採取計画につきましては、その一番下、第2段階のところであ  
4 りますが、揚水の設備とか水量、こういうものについて影響調査結果を基に御判断いた  
5 いて御審議いただくものとなっております。それぞれ答申内容をもとに、知事の意見とし  
6 て事業者に回答しておるところでございます。なお、事業者のほうは意見を取り入れて、  
7 それぞれ補正をして対応しておるところでございます。以上です。

8  
9 ○築瀬会長 ありがとうございます。続きまして、鳥獣部会。

10  
11 ○濱江課長 緑豊かな自然課の濱江でございます。私のほうからは資料6並びに資料7を  
12 合わせながら御説明させていただきたいと思っております。資料6の第1次鳥獣保護事業計画  
13 変更の概要ということでございます。これは一昨年、私どもが鳥獣保護法、鳥獣保護法と  
14 言っておりますけれども、この法律が改正されまして、昨年の5月に施行されているわけ  
15 でございますけれども、この背景でございますが、今まで保護という概念が不明確であっ  
16 たと、といいますのが、昨今、イノシシでありますとか、特に鳥取県東部におきましては  
17 シカの被害、そういったものが甚大に激増しております、そういった個体数管理、ふや  
18 すという概念だけではなくて減らすという概念を持ってこなければ、私どもの生活、そし  
19 て農林水産被害、そういったものが脅かされるということで鳥獣保護法が改正されたところ  
20 でございます。その鳥獣保護法の改正に基づきまして、今回、鳥獣保護管理事業計画と  
21 いうことで、今まで保護事業計画と言っていたものを保護管理事業計画ということで、管  
22 理という概念をここに明確化させていただいたものでございます。保護と管理という定義  
23 づけでございますけれども、一定水準まで生息数をふやすものを保護、そして減らすもの  
24 を管理という概念であります。そして資料7でございますけれども、この資料7に鳥取県  
25 ではイノシシとシカとツキノワグマ、この3つの鳥獣の計画を立てておきまして、まず保  
26 護をするほうを、また資料6のほうに戻りますけれども、資料6の3の(3)でございま  
27 す、保護する計画のほうを第一種特定鳥獣保護計画ということで、この対象鳥獣といたし  
28 ましてツキノワグマ、そして増加している鳥獣を管理していくということで、第二種特定  
29 鳥獣保護管理計画ということで、これはイノシシとニホンジカを対象とさせていただいて  
30 いるところでございます。中身につきましては、管理ということを明確化するために、例  
31 えば(4)でございますけれども、線が引いてあります一番下のところの指定管理鳥獣捕  
32 獲等事業というものがございまして、今までは鳥獣を捕獲しようと思う場合、一定の許可  
33 を得なければ免許を持っている方がとれなかったわけでございますけれども、環境省のほう  
34 からこういう法改正がございまして、県が認めた場合には、認定鳥獣捕獲事業者という  
35 ことにいたしまして、いつでも鳥獣を捕獲することができるという制度になっておりまし  
36 て、今年度からシカの駆除について、この制度を適用しているところでございます。資料  
37 7ページにつきましては、先ほどのこの大きな計画の下にある3本の計画を載せさせていた  
38 だいております。以上でございます。

39  
40 ○築瀬会長

1       ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、御質問、あるいは御意見等ご  
2       ざいましたら、よろしく願いいたします。

3  
4       **○寶来委員**

5       鳥取大学の寶来です。シカの管理に関して、時期はいつでも、狩猟したいときはいつで  
6       もいいと受け取ったのですが、それは例えば、動物、シカとかイノシシの繁殖時期とかそ  
7       ういうのを全く考慮することはしなくていいという考えのもとに、いつでもいいというこ  
8       とでいいのかなと。

9  
10      **○濱江課長**

11      いつでもいいという言い方が余りにも言葉が過ぎたかもしれませんけれども、そういう  
12      繁殖時期というのも当然考慮しなければならないのですけれども、例えば、ニホンジカの  
13      雌ジカ、大体奥山のほうに生息しているわけですが、実はこの雌ジカというのが  
14      大体2歳ぐらいからずっと十何歳ぐらいまで1年に1頭産み続けます。ということになっ  
15      てくると、警戒心が強いもので奥山のほうにいますので、その雌ジカを繁殖のときに駆除  
16      するというのも一つ考えていかなければ、どんどんどんどん雌ジカが子供を産んでまい  
17      りますので、現在、県内に3万頭いますけれども、10年後に9万頭になるという推測も  
18      出ております。ですので、繁殖時期を狙ってということももしかしてあるのかもしれない  
19      けれども、その辺のことで、考えてはいきたいと思っておりますけれども、やはり効率的な捕  
20      獲ということも考える必要があるかと思っております。

21  
22      **○寶来委員**

23      ありがとうございます。私の質問がちょっとよくなかったのかもしれないのですけれど  
24      も、やはりシカ、やっぱり命だって、私も外来種の駆除にちょっと携わった時期がありま  
25      して、それでもやはり命なのだと思っていたので、やはりなるべくむだのないというか、  
26      命を、やはり駆除はするけれども、やはりそこに一つの精神論ではないのですけれども、や  
27      はりそこを考えると駆除ということもやっていくのが一つの環境立県なのかなとちょっと思  
28      ったので、よろしく願いいたします。

29  
30      **○築瀬会長**

31      ありがとうございます。なかなか大変難しい問題ですけれども、ほかに何かございませ  
32      んでしょうか。よろしいでしょうか。

33      それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

34      次は議事の4で事務局からの報告事項ということになります。2件ございますので、事  
35      務局からまとめて御説明をいただきたいと思っております。これは恒例の報告かなと思  
36      います。

37      **○中村課長**

38      続きまして資料8をお願いいたします。26年度の鳥取県内におけます水環境、大気環  
39      境、それから一般環境中のダイオキシン類の調査結果について御報告させていただきます。  
40      まず、水環境でございますが、平成26年度の公共用水域の水質測定は、河川の121地

1 点など180地点におきまして、BOD、CODの他10項目について測定を実施してお  
2 ります。結果につきましては、河川及び海域はおおむね正常でありましたが、湖沼につ  
3 きましては改善傾向にあるものの、依然として環境基準は達成できていない状況であります。  
4 2ページをめくっていただきますと、(3)で環境基準の達成状況ということで一覧表を  
5 載せてございます。湖沼について未達成の状況が続いておるといところでございます。

6 続きまして3ページであります。3ページは健康項目の結果であります。カドミウムの  
7 他26項目について測定し、ほう素についてのみ、5地点で環境基準を超過しております  
8 が、いずれも海水の影響を受けたものと考えておるといところであります。

9 続きまして4ページをお願いいたします。4ページにつきましては、県内の3大湖沼の  
10 状況を記載してございます。中海につきましては水質、特にCODについては、現行の調  
11 査を開始いたしました昭和59年度以降で最も低く、窒素、リンも低めの値となっております。  
12 改善傾向にあるものと考えております。その他、ラムサール条約10周年を記念い  
13 たしましてシンポジウムなどを開催し、水質が改善され、ワイズユースイベントが活発に  
14 なってきていることなど、住民の方から報告がありました。

15 湖山池につきましては、汽水化から4年が経過し、塩分濃度は目標範囲で管理できてお  
16 るところでございます。水質も近年では最も良好な状態にあります。東郷池につきましては  
17 は、平成27年度末で水質管理計画の終期を迎えますので、現在、次期計画の策定準備を  
18 進めているところでございます。

19 続きまして5ページをお願いいたします。地下水であります。県内55か所の井戸にお  
20 きまして、カドミウムなど28項目について調査をした結果であります。16か所で環境  
21 基準に適合していないことを確認しております。なお、新たな汚染井戸は確認されてお  
22 りません。調査結果の詳細につきましては、4の表の2というところに記載してございま  
23 して、汚染原因等をわかるものは記載してあります。

24 続きまして6ページをお願いいたします。平成26年度の大気汚染調査結果でございま  
25 す。常時監視項目の二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及びSPMは、環境基準を全て  
26 達成しております。一方、光化学オキシダント、PM2.5につきましては、環境基準を  
27 達成できておりません。PM2.5につきましては、大陸からの越境汚染の影響が大きい  
28 と考えております。その他、有害大気汚染物質のモニタリング調査では、環境基準及び指  
29 針値が設定されている物質について、全ての地点で基準値以下でございました。

30 続きまして7ページをお願いいたします。7ページはダイオキシン類の調査であります。  
31 大気4地点、水質・底質25地点、地下水9地点、土壌15地点で実施しておりますが、  
32 全ての地点で環境基準は達成してございます。説明は以上でございます。

#### 34 ○住田課長

35 私からは資料9をお願いいたします。使用済物品等の放置防止に関する条例の施行につ  
36 いてでございます。この条例につきましては、去る11月議会で成立いたしました。4月  
37 1日から施行という運びでございます。条例制定の背景でございます。①の表に書いてあ  
38 るとおりでございます。平成26年度まで、例えば道端とかで旗を立てて、テレビ、冷  
39 蔵庫等を収集しているような業者、こういった業者が26年度には二十数件だったのです  
40 が、今年度の調査によりますと38件ということで、非常に急増しているような状況にある

1 こと。それからもう一点でございますけれども、県内の例で2つ書いておりますが、こう  
2 いった物品を放置したりとか、それから保管している物品から油が漏れたりとか、そうい  
3 った生活環境に影響のあるような事案が続けざまに起きているということで看過できない  
4 状況にあるということでございます。そういったことから、廃棄物処理法の規制が及ばな  
5 いそういった使用済み物品の放置の防止ということを目的といたしまして、条例制定に踏  
6 み切ったところでございます。

7 条例の概要でございます。これにつきましては、業として営業という形で使用済み物品  
8 の回収を行うというものに対しまして、放置防止を目的といたしまして行為の把握でござ  
9 いますとか、基準を設定しそれに反する場合は罰を科すると、そういったことに対して県  
10 の権限を明確化すると、そういうことによってこういった放置を防止して、生活環境の悪  
11 化を防止するというところでございます。条例の特徴でございますが、保管、それから収集  
12 運搬ということも規制の対象としておりまして、法律により指導が困難な有価取引される  
13 ような不用品、こういったものを条例の対象とすることによりまして、法の谷間にありま  
14 す不用品の適正保管等に県が指導できるようにしたということでございます。

15 裏をごらんいただきます。主な内容でございます。一つ目は放置防止の観点から、全て  
16 の者それぞれに、県、県民、事業者、土地所有者の責務を定めておるところでござ  
17 います。2番でございますが、先ほど説明したとおり、業を営む場合、事前の届出を義務  
18 づけておるところでございます。それから③でございます。業者がこういった業をす  
19 る場合は、使用済み物品を屋外で保管する場合は、こういった基準を設けることとしてお  
20 りまして、例えば、保管場所に囲いを設けるとか、廃棄物を保管する場合と同等な基準を  
21 設けているところでございます。それから⑦でございますが、県の権限といたしまして、こ  
22 ういった行政に対する報告聴取でございますとか、保管場所に立入りの権限を与えという  
23 こととともに、無届けとか基準違反の中止とか、こういった命令についての権限を与えて  
24 いるところでございます。

25 それから9番でございますが、条例を実行ならしめるということを目的といたしまして、  
26 8番に書いておりますような基準、順守命令違反に対しましては20万以下の罰金、それ  
27 から無届け、立入り拒否等については5万円以下の過料、これは行政罰でございますが、  
28 こういったものを科すということにしているところでございます。以上でございます。

29

### 30 ○築瀬会長

31 ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、御意見・御質問ございませ  
32 んでしょうか。はい、どうぞ。

33

### 34 ○青木委員

35 水質の話ですけれども、中海ですが、CODが75%値で最低が2.7ですか。きれい  
36 なところもあるということになるのですか。

37

38 ○中村課長 そうです。

39

### 40 ○青木委員

1       そうですね。瀬戸内が瀬戸内海の管理規定がちょっと変わって、灘レベルで、灘とか小  
2       さいレベルでいろいろ管理していこうという話に変わったのですが、変わっているのです  
3       が、中海なんかも、北部と南部ではいろいろと違うので、中海という大きくくり8地点全体  
4       の大きくくりという管理方式というのが、ほんとにいいのかなとちょっと思うという意見で  
5       す。

6  
7       ○築瀬会長

8       いかがでしょうか。実際には数点地域ごとに分けて計測をして、それに対する達成率と  
9       いうのを報告しているということにはなっていますけれども、これからどういうふうにし  
10      それを取りまとめていくかということになるかと思いますが。

11  
12     ○中村課長

13     現在、6期の水質管理計画でやっております、その中でも全体の最悪値を見ながらと  
14     いうお話をしておりますので、次期計画について全国的にそのような動きもあるというこ  
15     とを承知しておりますので、また加味しながら検討していきたいと思えます。

16  
17     ○築瀬会長   ほかには何かございませんでしょうか。

18  
19     ○寶来委員

20     何点か質問があるのですけれども、まず3ページのほう素が基準を超過したということ  
21     で、海水の影響なのではないかと結論づけて、推察、推定というのですか、されているの  
22     ですが、その理由はどのような理由で海水の影響だとされたのかということをも一つ教え  
23     ていただければ。

24  
25     ○築瀬会長   いかがでしょう。

26  
27     ○九鬼課長補佐

28     補足させていただきます。この海水の影響を受けているところというのは、中海の汽水  
29     胡になるところで、海水にももともとほう素が含まれていまして、塩分の海水が入ってい  
30     るところでどうしても、いわゆる環境基準、淡水を含めて定められている数字をオーバーし  
31     てしまうということです。

32  
33     ○寶来委員

34     それは、淡水と海水と比べて、一般的にどのぐらい海水が高いのですか。多分そこを明  
35     らかにしないと、今の理由にはならないと思うのですよね。

36  
37     ○奥田係長

38     環境省のほうで定めています水質、あわせて電気伝導度をとってまして、電気伝導度  
39     がある程度上がれば、もちろん海水が入っているということで、ほう素はよしとするので  
40     すが、そのままの海水をはかると、環境基準をオーバーするような数値のほう素が含まれ

1 ているという形です。済みません。濃度については、濃度の数値がないのですが。海水に  
2 はほう素が含まれていまして。

3

4 ○寶来委員

5 それはほう素だったら、天然にも含まれていると思います。ただ、この根拠づけが非常  
6 に曖昧だなと思ったので、一つコメントをさせていただいたのと、あと済みません、湖山  
7 池に関してですが、水門の改築を予定されているということですが、具体的にどの  
8 ような水門になっていくのかというのを一つお聞きしたいと思います。

9

10 ○中村課長

11 改築につきましては、現在ですね、大きなといいますか船通しの水門というのが一つご  
12 ざいまして、そこに切り欠きを設けまして微調整をしておるところですが、28年度の冬  
13 ぐらいから着工しまして、その船通しの水門を、表現が難しいので、2枚の板で調整しま  
14 して、例えば、こちらだけを上げて上の部分、要するに塩分濃度の低い水だけを流入させ  
15 るということ、それから極端な話、なかなかないと思いますが、塩分を入れたいという  
16 きはこちらだけを上げて下から入れるという微調整が利くような水門に改築すると。今よ  
17 りもきめ細かやかな塩分濃度の管理ができる水門になるということです。

18

19 ○寶来委員

20 私がちょっと懸念しているのは、きめ細かやかな塩分濃度の調整というよりは、やはり循  
21 環させると、海と、今水の循環というのがやはり大事になってくるのではないかなと思っ  
22 ているのですが、そこは大丈夫ということで、例えば遮断の時間が長くなるとか、そうい  
23 うことは大丈夫かという、生物を含めた物質の移動というのは、円滑かつスムーズに行わ  
24 れていくようなものになるのか、そこのところはどうなのでしょう。

25

26 ○中村課長

27 一つ生物、主に魚類だと思うのですが、におきましては、開度の面積というのは今の切  
28 り欠きよりも大きくなるはずですので、そこについては確保できると考えております。

29

30 ○寶来委員 ありがとうございます。

31

32 ○築瀬会長 よろしいでしょうか。

33

34 ○寶来委員 一つだけいいですか。

35

36 ○築瀬会長 はい、どうぞ。

37

38 ○寶来委員

39 あと、地下水の調査のところですが、ふっ素、ほう素の鳥取市の結果ですが、非常に検  
40 出状況0.88から6.1と、あるいは1.2から4.3という数字が結構ばらつきが大

1 きいなと思っているのですが、場所によって高い場所というのが実際あるのかというのが、  
2 場所、何かホットスポット的な地点があるのかというのをちょっとお聞きしたかったとい  
3 うことです。

4

5 ○築瀬会長 いかがでしょう。

6

7 ○九鬼課長補佐

8 全てについてホットスポットといいますか、ふっ素、ほう素につきましては、鳥取市内  
9 につきましては、温泉の影響を受けている、いわゆる地質といいますか。この調査では、  
10 更に高いところがあるというところ、これ以上高いところのデータというのは出ていませ  
11 ん。

12

13 ○築瀬会長 各井戸によって濃度の違いがあるのかどうかということですが。

14

15 ○中山部長

16 ずっと高いところやずっと低いところは、地点的なばらつきがあるかという話。

17

18 ○築瀬会長 それでこれだけの幅が出てくるのかどうかなのですが。

19

20 ○九鬼課長補佐 済みません、またちょっと確認させてください。

21

22 ○中山部長 ちょっとまた、後ほど井戸別に示させていただいて、確認願います。

23

24 ○九鬼課長補佐

25 それと済みません、先ほどのほう素ですけれども、海水中のほう素濃度4.5ミリグラ  
26 ム／リットルです。失礼しました。

27

28 ○寶来委員 ありがとうございます。

29

30 ○築瀬会長

31 ちょっとついでなのですが、私ちょっと気になっていますが、智頭町のトリクロロエ  
32 チレンがなぜこれだけ出るのかということですが、これに関しては何か原因がわか  
33 っているのでしょうか。不明ということになってはいますが。

34

35 ○中村課長

36 これにつきましては、継続して調査をしているところですが、モニタリングしているところ  
37 なのですが、以前、原因の調査、原因の追及を17年に実施したボーリング調査に基づい  
38 て18年までやっておりましたが、そのときですね、原因究明については技術的にこれ以  
39 上は困難だということで、専門家の意見をいただいて、そこで原因については追及を終わ  
40 っております。で、その後、ただ出ておることは間違いないので、モニタリングを継続し

1 ております。出方についてはずっと変わらない状況で、今、安定しておるところでありま  
2 す。

3

4 ○築瀬会長

5 そうですね。何か智頭町には出てこないのではないかと思うような化合物が出てきてい  
6 るのでちょっと心配になったのですが、モニタリングを継続してよろしく願いいたしま  
7 す。

8 ほかに何かございませんでしょうか。

9

10 ○田倉委員

11 田倉といいます。今、言われたトリクロロエチレのですが、多分前に工場か何かがあっ  
12 たのではないかということが言われています。ただ、それが原因かどうかというところま  
13 では、さっき説明があったように位置づけできなかつたということで、今、少しは薄くな  
14 ってきているのですかね、数値的には。

15

16 ○中村課長

17 数値は、平成17年、18年当時に比べると低めの値でずっと推移しておるという状況  
18 です。済みません、工場のことについては原因として断定していないので、私のほうは発  
19 言を控えさせていただきます。

20

21 ○田倉委員

22 もう一つよろしいでしょうか。湖山池の水質なのですけれども、先ほどもありましたけ  
23 れども、海の水を入れたら多分よくなるだろうという予想で、そういうスタイルにされた  
24 のですが、途端に8とか7というふうな数字が湖山池で起こっているというのは、何か原  
25 因的に考えられているところがありますか。

26

27 ○中村課長

28 CODのお話でよろしいですね。8とか7とかいうとき、やはり赤潮とかですね、突  
29 発的なイベントがあって上がっておるところもありまして、そのときは塩分濃度が  
30 上がりすぎたということもあろうかと思っております。

31

32 ○築瀬会長

33 それによって、調整しながら一定値を保つようにしているということですよ。

34

35 ○中村課長 そのとおりです、はい。

36

37 ○築瀬会長

38 わかりました。ほかに何かございませんでしょうか。ございませんようでしたら、これ  
39 で議事につきましては終わりたいと思います。

40 それでは、次第の4のその他ですけれども、事務局から何かございませんでしょうか。



1

2 ○平木課長補佐 事務局のほうからは特にございません。

3

4 ○築瀬会長

5 そうですか、はい、わかりました。特にございませんようでしたら、以上で本日の環境  
6 審議会を終了させていただきたいと思います。大変貴重な、そして建設的な御意見、コメ  
7 ントをちょうだいいたしまして、これからそれを持ち帰って実際の運用であったり実行で  
8 あったりしたときに、それを活用させていただきながら、目標値を達成するように努力し  
9 たいと思っております。

10 本日の議事について質問、あるいは御意見等ございましたら、直接事務局のほうにお願  
11 いしたいと思います。

12 委員の皆様方には大変お忙しい中、長時間にわたって御議論いただきまして、誠にあり  
13 がとうございました。どうもありがとうございます。